

フローチャート①

すべての教職員は、新型コロナウイルス感染症対策として、毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。

発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常、頭痛、倦怠感など何らかの体調不良を認める場合は、大学への出勤をせず、症状が改善するまで自宅待機をして他人との接触は控え、速やかに担当部局へ届け出を行い、経過記録票の記入を開始し、毎日の健康状態を報告してください。

医療機関に受診が必要な場合は、まず電話をして症状を伝え、マスクを着用の上、受診してください

症状が改善しない

- ① 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱などの強い症状のいずれかがある
- ② 重症化しやすい方*や妊婦で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- ③ これら以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く（4日以上続く場合は必ず）

最寄りの保健所に電話で相談の上、指定された医療機関を受診してください

速やかに各所属部局の担当者へ届け出を行ってください

症状が改善

発症後8日経過、かつ、解熱後および症状消失後3日経過していれば出勤可
例1：6/1に発症し、6/5までに解熱および症状消失した場合は、6/10日より出勤可
例2：6/1に発症し、6/8に解熱および症状消失した場合は、6/12日より出勤可

担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察を終了してください

*重症化しやすい方…高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、喫煙者

※自宅待機となった場合は、就業禁止（有給）扱いとなります。